

第百六十九号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「及び第二項の」を「から第三項まで及び第五項の」に改める。

第十三条第一号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第十四条の見出しを「（第一号部分休業の承認）」に改め、同条第一項中「部分休業」を「育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）」に、「次条」を「第十五条」に改め、「の始め又は終わり」を削り、同条第二項及び第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（第二号部分休業の承認）

第十四条の二 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつた

とき 当該残時間数

(育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間)

第十四条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、四月一日から翌年の三月三十一日までとする。

(育児休業法第十九条第二項第二号の条例で定める時間)

第十四条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

(育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情)

第十四条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更(以下「第三項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第十五条第一項及び第二項中「部分休業」を「育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業」に改める。

第十六条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第十六条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

第十七条に次の三項を加える。

3 任命権者は、第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」

という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の育児と仕事との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される家庭生活と職業生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

4 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の育児と仕事との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される家庭生活と職業生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

5 任命権者は、第三項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならぬ。

#### 附 則

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認を請求する場合にお

けるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十四条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

3 任命権者は、施行日前においても、改正後の条例第十七条第四項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五号）の施行等に伴い、部分休業を拡充するほか、所要の改正を行う必要がある。